

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	令和8年度大阪中央総合労働庁舎清掃業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	大阪知的障害者雇用促進建物サービスマス事業協同組合 大阪市中央区法内坂1-1-18	1120005006599	別紙1参照	¥4,611,882	¥3,022,140	65.5%	—	—	—	—	
2	令和8年度布施公共職業安定所における日常清掃業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	イオンデモライト株式会社 大阪市中央区南船場2-3-2	1120001081381	別紙2参照	¥2,066,640	¥2,032,272	98.3%	—	—	—	—	
3	令和8年度枚方公共職業安定所における日常清掃業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	株式会社いま・ここ 枚方市大垣内町2-17-3	7120001197536	別紙3参照	¥2,084,724	¥1,848,000	88.6%	—	—	—	—	
4	令和8年度高齢者活躍人材確保育成事業	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会 大阪市中央区久太郎町2-4-27	2120005014527	別紙4参照	¥54,740,000	¥54,740,000	100.0%	—	公社	都道府県所管	1者	
5	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(大阪市)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市天王寺区東高津町12-10	1120005002524	別紙5参照	¥47,059,505	¥47,059,505	100.0%	—	—	—	—	
6	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(北河内東)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 大東市末広町15-6	2120005002515	別紙6参照	¥39,902,842	¥39,902,842	100.0%	—	—	—	—	
7	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(南河内南)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 富田林市大字甘南備216	3120105004880	別紙7参照	¥30,169,310	¥30,169,310	100.0%	—	—	—	—	
8	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(すいた)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人ぶくぶく福祉会 吹田市寿町2-17-17	4120905001647	別紙8参照	¥27,702,418	¥27,702,417	100.0%	—	—	—	—	
9	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(高槻市)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人花の会 高槻市南平台3-29-9	4120905001812	別紙9参照	¥42,377,182	¥42,377,182	100.0%	—	—	—	—	
10	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(八尾・柏原)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人信貴福祉会 八尾市西高安町3-18-3	5122005001989	別紙10参照	¥21,868,016	¥21,868,016	100.0%	—	—	—	—	
11	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(とよなか)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	特定非営利活動法人豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1-1-10	1120905004223	別紙11参照	¥33,769,474	¥33,769,474	100.0%	—	—	—	—	
12	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(東大阪市)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市菱江5-2-34	9122005000087	別紙12参照	¥36,664,763	¥36,664,763	100.0%	—	—	—	—	
13	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(枚方市)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人であい共生舎 枚方市磯島元町21-10	1120005012746	別紙13参照	¥29,561,152	¥29,561,152	100.0%	—	—	—	—	
14	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(南河内北)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人ふたかみ福祉会 羽曳野市駒ヶ谷105-1	7120105005231	別紙14参照	¥24,453,915	¥24,453,915	100.0%	—	—	—	—	
15	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(寝屋川市)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人光輝会 寝屋川市寝屋南2-15-1	8120005012772	別紙15参照	¥22,278,810	¥22,278,810	100.0%	—	—	—	—	
16	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)(泉州中)	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67	R8.4.1	一般社団法人じよいなす 泉南市近木町2-27	9120105009107	別紙16参照	¥27,076,686	¥27,076,685	100.0%	—	—	—	—	

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
17	令和8年度障害者 就業・生活支援セ ンター事業(雇用 安定等事業)(茨 木・摂津)	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人摂 津有和会 摂津市桜町2-1 -7	4120905001754	別紙17参照	¥29,254,436	¥29,254,436	100.0%	-	-	-	-	
18	令和8年度障害者 就業・生活支援セ ンター事業(雇用 安定等事業)(北 河内西)	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人明 日業 守口市西郷通2- 16-8	9120005014116	別紙18参照	¥27,096,315	¥26,634,814	98.3%	-	-	-	-	
19	令和8年度障害者 就業・生活支援セ ンター事業(雇用 安定等事業)(泉 州北)	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	特定非営利活動 法人チャレンジ・ ネットいずみ 和泉市府中町1- 8-3	9120105007085	別紙19参照	¥28,921,239	¥28,921,239	100.0%	-	-	-	-	
20	令和8年度障害者 就業・生活支援セ ンター事業(雇用 安定等事業)(泉 州南)	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	社会福祉法人水 平会 泉佐野市下瓦屋2 21-1	5120105006479	別紙20参照	¥28,317,108	¥28,317,108	100.0%	-	-	-	-	
21	令和8年度障害者 就業・生活支援セ ンター事業(雇用 安定等事業)(豊 能北)	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	一般財団法人箕 面市障害者事業 団 箕面市稲1-11 -2	2120905004692	別紙21参照	¥30,782,756	¥30,782,756	100.0%	-	-	-	-	
22	令和8年度障害者 就業・生活支援セ ンター事業(雇用 安定等事業)(堺 市)	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	特定非営利活動 法人堺市障害者 就労促進協会 堺市堺区旭ヶ丘中 町4-3-1	4120105003634	別紙22参照	¥42,860,927	¥42,860,925	100.0%	-	-	-	-	
23	令和8年度医療労 務管理支援事業	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	一般社団法人大 阪府私立病院協 会 大阪市天王寺区 六万休町4-11	7120005015280	別紙23参照	¥37,359,116	¥36,984,532	99.0%	-	-	-	-	
24	大阪労働局第2庁 舎(総務部及び職 業安定部)建物賃 貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	8120001077539	別紙24参照	¥117,365,640	¥117,365,640	100.0%	-	-	-	-	
25	大阪労働局第2庁 舎(需給調整事業 部外)建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	日本生命保険相 互会社 東京都千代田区 丸の内1-6-6 株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙25参照	¥37,434,540	¥37,434,540	100.0%	-	-	-	-	連名契約
26	大阪労働局助成 金センター、大阪 労働局雇用保険 電子申請事務セ ンター建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	日本生命保険相 互会社 東京都千代田区 丸の内1-6-6 株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙26参照	¥83,854,152	¥83,854,152	100.0%	-	-	-	-	連名契約
27	大阪労働局助成 金センター建物賃 貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	日本生命保険相 互会社 東京都千代田区 丸の内1-6-6 株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙27参照	¥8,156,436	¥8,156,436	100.0%	-	-	-	-	連名契約
28	大阪労働局職業 安定部雇用保険 課建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	日本生命保険相 互会社 東京都千代田区 丸の内1-6-6 株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙28参照	¥5,865,420	¥5,865,420	100.0%	-	-	-	-	連名契約
29	大阪労働局職業 安定部雇用保険 課建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	日本生命保険相 互会社 東京都千代田区 丸の内1-6-6 株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙29参照	¥8,626,332	¥8,626,332	100.0%	-	-	-	-	連名契約
30	大阪労働局需給 調整事業部建物 賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	日本生命保険相 互会社 東京都千代田区 丸の内1-6-6 株式会社藤木工 務店 大阪市中央区備 後町1-7-10	3120005007273 8120001077539	別紙30参照	¥18,112,380	¥18,112,380	100.0%	-	-	-	-	連名契約
31	天満労働基準監 督署建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	三菱地所プロパ ティマネジメント株 式会社関西支店 大阪市北区天満 橋1-8-30	1010001116669	別紙31参照	¥65,457,480	¥65,457,480	100.0%	-	-	-	-	
32	大阪西労働基準 監督署建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	GARNET四ツ橋合 同会社 東京都港区六本 木1-6-1	8010403033621	別紙32参照	¥45,009,252	¥45,009,252	100.0%	-	-	-	-	
33	東大阪労働基準 監督署建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	東大阪商工会議 所 東大阪市永和2- 1-1	3122005000118	別紙33参照	¥39,859,968	¥39,859,968	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部署の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
34	岸和田労働基準 監督署土地賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	岸和田市 岸和田市岸城町7 -1	6000020272027	別紙34参照	¥3,015,985	¥3,015,985	100.0%	-	-	-	-	
35	羽曳野労働基準 監督署土地賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	羽曳野市 羽曳野市菅田4- 1-1	1000020272221	別紙35参照	¥2,088,757	¥2,088,757	100.0%	-	-	-	-	
36	泉大津労働基準 監督署建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	泉大津商工会議 所 泉大津市田中町1 0-7	9120105006962	別紙36参照	¥17,996,220	¥17,996,220	100.0%	-	-	-	-	
37	大阪東公共職業 安定所建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	大和リース株式 会社 大阪本店 大阪市中央区北 浜4-1-1	4120001077476	別紙37参照	¥136,677,420	¥136,677,420	100.0%	-	-	-	-	
38	OSAKALごと フィールド大阪東 ハローワークコ ナー建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	大阪府 大阪市中央区大 手前2-1-22	4000020270008	別紙38参照	¥2,088,460	¥2,088,460	100.0%	-	-	-	-	
39	梅田公共職業安 定所建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	有限会社寺本不 動産 芦屋市朝日ヶ丘町 20-18	8140002000596	別紙39参照	¥222,613,152	¥222,613,152	100.0%	-	-	-	-	
40	大阪新卒応援ハ ローワーク 大阪 外国人雇用サ ブセンター 大 阪わかものハロー ワーク建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	阪急阪神不動産 株式会社 大阪市北区芝田1 -1-4	3120001059681	別紙40参照	¥151,097,520	¥151,097,520	100.0%	-	-	-	-	
41	ハローワークin西 淀川 しごと情報 ひろば西淀川建 物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	大阪市水道局 大阪市住之江区 南港北2-1-10	6000020271004	別紙41参照	¥2,724,110	¥2,724,110	100.0%	-	-	-	-	
42	ハローワークブラ ザ難波 大阪求人 マイページセン ター 大阪マザ ズハローワーク建 物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	近鉄不動産株式 会社 大阪市天王寺区 上本町6-5-13	6120001101143	別紙42参照	¥88,930,956	¥88,930,956	100.0%	-	-	-	-	
43	阿倍野公共職業 安定所ルシアス庁 舎 建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	株式会社きんえい 大阪市阿倍野区 阿倍野筋1-5- 1	1120001005118	別紙43参照	¥38,767,176	¥38,767,176	100.0%	-	-	-	-	
44	しごと情報ひろば 天下茶屋 阿倍野 ハローワークコ ナー建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	大阪市 大阪市北区中之 島1-3-20	6000020271004	別紙44参照	¥3,678,252	¥3,678,252	100.0%	-	-	-	-	
45	しごと情報ひろば 平野 阿倍野ハ ローワークコ ナー建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	大阪市 大阪市北区中之 島1-3-20	6000020271004	別紙45参照	¥3,547,038	¥3,547,038	100.0%	-	-	-	-	
46	布施公共職業安 定所建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	イオンリテール株 式会社近畿カンパ ニー 大阪市福島区海 老江1-1-23	2040001000456	別紙46参照	¥77,010,720	¥77,010,720	100.0%	-	-	-	-	
47	ハローワークブラ ザ東北建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	株式会社バンジョ 堺市南区茶山台1 -2-1	3120101005528	別紙47参照	¥14,304,312	¥14,304,312	100.0%	-	-	-	-	
48	岸和田公共職業 安定所土地賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	個人	-	別紙48参照	¥12,709,000	¥12,709,000	100.0%	-	-	-	-	
49	池田公共職業安 定所土地賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	池田市 池田市城南1-1 -1	6000020272043	別紙49参照	¥7,700,000	¥7,700,000	100.0%	-	-	-	-	
50	池田公共職業安 定所利用者用駐 車場利用料	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	株式会社岸上商 店 池田市栄本町10 -15	7120901019509	別紙50参照	¥4,224,000	¥4,224,000	100.0%	-	-	-	-	
51	ハローワークブラ ザ千里建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	阪急阪神不動産 株式会社 大阪市北区芝田1 -1-4	3120001059681	別紙51参照	¥11,950,368	¥11,950,368	100.0%	-	-	-	-	
52	泉大津公共職業 安定所建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	泉大津商工会議 所 泉大津市田中町1 0-7	9120105006962	別紙52参照	¥43,883,400	¥43,883,400	100.0%	-	-	-	-	

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根 拠条文及び理由 (企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
53	藤井寺公共職業 安定所建物賃貸 借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	株式会社ダイエー ハウジング 藤井寺市岡2-1 0-18	5120101032891	別紙53参照	¥38,789,664	¥38,789,664	100.0%	-	-	-	-	
54	藤井寺公共職業 安定所利用者用 駐車場利用料	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	近鉄不動産株式 会社 大阪市天王寺区 上本町6-5-13	6120001101143	別紙54参照	¥3,256,800	¥3,256,800	100.0%	-	-	-	-	
55	アゼリア柏原 ハ ローワーク藤井寺 職業紹介コーナー 建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	柏原市 柏原市安堂町1-55	1000020272213	別紙55参照	¥1,706,016	¥1,706,016	100.0%	-	-	-	-	
56	枚方公共職業安 定所建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	枚方パートナー シップス株式会社 枚方市岡本町7-1	7120001167737	別紙56参照	¥93,720,000	¥93,720,000	100.0%	-	-	-	-	
57	枚方公共職業安 定所利用者用駐 車場利用料	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	枚方パートナー シップス株式会社 枚方市岡本町7-1	7120001167737	別紙57参照	¥3,300,000	¥3,300,000	100.0%	-	-	-	-	
58	ハローワーク茨木 マザーズコーナー 建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	高槻市 高槻市桃園町2-1	4000020272078	別紙58参照	¥2,105,196	¥2,105,196	100.0%	-	-	-	-	
59	河内長野公共職 業安定所土地建 物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	河内長野市 河内長野市原町1-1-1	6000020272167	別紙59参照	¥18,383,900	¥18,383,900	100.0%	-	-	-	-	
60	門真公共職業安 定所建物賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	有限会社守口門 真商工会館 門真市殿島町6-4	9120002080350	別紙60参照	¥50,663,736	¥50,663,736	100.0%	-	-	-	-	
61	あいりん総合セン ター土地賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	大阪府 大阪府中央区大 手前2-1-22 大阪市 大阪市北区中之 島1-3-20	4000020270008 6000020271004	別紙61参照	¥12,378,185	¥12,378,185	100.0%	-	-	-	-	連名契約
62	あいりん労働公共 職業安定所仮庁 舎土地賃貸借	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.1	株式会社NANKAI 大阪府中央区難 波5-1-60	6120001077499	別紙62参照	¥8,379,900	¥8,379,900	100.0%	-	-	-	-	
63	令和8年度ハロー トレーニング冊子 等の作成	支出負担行為担 当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪府中央区大 手前4-1-67	R8.4.13	一般財団法人エ ルチャレンジ福祉 事業振興機構 大阪府中央区法 円坂1-1-18	4120005015060	会計法第29条の3 第5項及び予算決 算及び会計令第 99条第16号の2	¥4,689,868	¥3,985,819	85.0%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	令和8年度大阪中央労働総合庁舎清掃業務委託
随意契約とする理由	本契約は障害者優先調達推進法(平成25年4月1日施行)及び「厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設と契約を行うこととしている。そのため在阪障害者就労施設に打診したところ、自社グループ以外の建物の清掃を行っていない等本契約に対応できないとの回答を得た。上記理由から令和8年度契約においては大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合の一者見積とすることとした。
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし。
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	見積書を徴することが可能な障害者就労施設等が官署の近辺に複数存在しているのであれば、移行する予定。
備考	

契約件名及び数量	令和8年度布施公共職業安定所における日常清掃業務委託
随意契約によることとした理由	日常清掃業務委託について布施公共職業安定所が入居するビルの貸主から承諾に関する権限の委任を受けているイオン布施駅前店が別紙のとおりイオンディライト株式会社が請け負うことを条件として承諾していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし
随意契約の見直し予定等	上記理由をして、競争性のある契約方式への移行予定はなし。
備考	

契約件名及び数量	令和8年度枚方公共職業安定所における日常清掃業務委託
随意契約によることとした理由	日常清掃業務委託について枚方公共職業安定所が入居するビルの所有者である枚方パートナーシップス株式会社が別添のとおり株式会社いま・ここが請け負うことを条件として承諾していることから、契約の性質又は目的が競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし
随意契約の見直し予定等	上記理由をして、競争性のある契約方式への移行予定はなし。
備考	

契約件名及び数量	令和8年度高齢者活躍人材確保育成事業
随意契約によることとした理由	本事業は、高齢者に技能講習などを実施し、シルバー人材センターで働く能力を身に付けさせるものであり、労働力人口の減少が見込まれる中、サービス業等の人手不足分野や介護、保育等の現役世代を支える分野で高齢者の就業を進める必要があるため、行うものである。 高齢者雇用安定法第36条において、国及び地方公共団体は、就業を希望する高齢者のために、その就業機会を提供する団体を育成し、就業の機会を確保するために必要な措置を講じることとされている。 また、同第38条第1項第3号において、シルバー人材センターは「高齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とする講習」を行うこととなっている。 以上のことから、国はシルバー人材センターを支援する必要がある、本事業は、これらを踏まえて、高齢者にシルバー人材センターで働く能力を身に付けさせる技能講習等を実施するものである。このことから、委託先は高齢者雇用安定法第37条、第44条に基づき指定されたシルバー人材センターとなる。 また、現在指定されているシルバー人材センターは、各都道府県シルバー人材センター連合となるため、当該団体が委託先として唯一の団体となり、会計法第29条の3第4項に該当するものとして、随意契約とすることとした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （大阪市）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (北河内東)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （南河内南）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (すいた)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （高槻市）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （八尾・柏原）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （とよなか）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （東大阪市）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業） （枚方市）
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (南河内北)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (寝屋川市)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (泉州中)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (茨木・摂津)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (北河内西)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (泉州北)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (泉州南)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和8年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (豊能北)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和年8度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (堺市)
随意契約によることとした理由	障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)については、「障害者の雇用の促進に関する法律」第27条の規定により大阪府知事から、障害者・生活支援センターに指定され、かつ、当該地域における本事業を行う者として大阪府知事から推薦された唯一の団体に委託して実施することから、会計法第29条の3第4項に該当したため、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名	令和8年度医療労務管理支援事業
随意契約とする理由	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)第3条による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正(平成26年10月1日施行)により、各医療機関においては、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み(医療勤務環境改善マネジメントシステム)を導入すること、都道府県においては、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能(「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。))を確保すること等とされたところである。 支援センターは、医療経営面と労務管理面に関して、ワンストップで、総合的な支援を行うため、本事業と一体的に運用するものとして、都道府県が地域の医療関係団体等に委託して設置するものである。 したがって、都道府県が支援センターの設置・運営を委託した医療関係団体等において本事業を実施することにより事業目的が達成されるものであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため、会計法第29条の3第4項に基づき、大阪府が支援センターの設置・運営を委託した医療関係団体等である一般社団法人大阪府私立病院協会と随意契約することとした。
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎(総務部及び職業安定部)建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局第2庁舎は、平成12年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・第一庁舎との業務運営を円滑に行えることや基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎(需給調整事業部外)建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局第2庁舎は、平成14年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・第一庁舎との業務運営を円滑に行えることや基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター、大阪労働局雇用保険電子申請事務センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局助成金センターは平成25年から、大阪労働局電子申請事務センターは平成27年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局助成金センターは、平成27年から中央大通FNビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局職業安定部雇用保険課建物賃貸借(97.92㎡)
随意契約によることとした理由	大阪労働局職業安定部雇用保険課(97.92㎡)は令和3年から中央大通FNビルに設置したところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局職業安定部雇用保険課建物賃貸借(144. 01㎡)
随意契約によることとした理由	大阪労働局職業安定部雇用保険課(144. 01㎡)は令和3年から中央大通FNビルに設置したところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局需給調整事業部建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪労働局需給調整事業部は、令和7年度から中央大通FNビルでの仮増床を予定しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	天満労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	天満労働基準監督署については、平成23年に現在の所在地に移転設置したもので、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪西労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪西労働基準監督署については、平成22年に現在の所在地に移転設置したもので、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	東大阪労働基準監督署建物質貸借
随意契約によることとした理由	東大阪労働基準監督署については、令和2年から東大阪商工会議所に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	岸和田労働基準監督署土地賃貸借
随意契約によることとした理由	岸和田労働基準監督署は、昭和57年から岸和田市岸城町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。建物については、国の建築であることから仮に移転とした場合には、岸和田市との協議や原状回復といった新たな予算が必要となることとなり、既存の同敷地の継続賃貸の方がより経済的である。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	羽曳野労働基準監督署土地賃貸借
随意契約によることとした理由	羽曳野労働基準監督署は、昭和54年から羽曳野市菅田に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	泉大津労働基準監督署建物賃貸借
随意契約によることとした理由	泉大津労働基準監督署については、平成27年からテクスピア大阪に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪東公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪東公共職業安定所は、平成10年からビップビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	OSAKAしごとフィールド大阪東ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	OSAKAしごとフィールド大阪東ハローワークコーナーは、平成25年からエル・おおさかに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪府と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	梅田公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	梅田公共職業安定所は、平成18年から大阪駅前第2ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪新卒応援ハローワーク、大阪外国人雇用サービスセンター、大阪わかものハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	大阪新卒応援ハローワーク及び大阪外国人雇用サービスセンターは平成23年から、大阪わかものハローワークは平成26年から阪急グランドビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川は、平成27年から西淀川区役所に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ難波、大阪求人マイページセンター、大阪マザーズハローワーク建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワークプラザ難波は平成14年から、大阪マザーズハローワークは平成23年から、大阪求人マイページセンターは令和5年度から御堂筋グランドビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	阿倍野公共職業安定所ルシウス庁舎建物賃貸借
随意契約によることとした理由	阿倍野公共職業安定所ルシウス庁舎は平成22年からあべのルシウスに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナーは、平成24年から天下茶屋駅高架下施設に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナーは、平成28年から平野区役所・平野区保健福祉センターに設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、大阪市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されたところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	布施公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	布施公共職業安定所は平成28年からイオン布施駅前店に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ泉北建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワークプラザ泉北は、令和3年からパンジョに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	岸和田公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	岸和田公共職業安定所は、昭和61年から岸和田市作才町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	池田公共職業安定所土地賃貸借
随意契約によることとした理由	池田公共職業安定所は、昭和54年から池田市栄本町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	池田公共職業安定所利用者用駐車場利用
随意契約によることとした理由	池田公共職業安定所は、庁舎敷地内に利用者用駐車場が15台分あるが、恒常的に駐車待ちが発生しているため、近隣の駐車場の規模、駐車料金等を考慮した上で、本町モータープールの駐車場の利用を選定し、令和3年から利用しているところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワークプラザ千里建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワークプラザ千里は、平成11年から阪急千里中央ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	泉大津公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	泉大津公共職業安定所については、平成27年からテクスピア大阪に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	藤井寺公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	藤井寺公共職業安定所は、平成29年からDH藤井寺駅前ビルに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	藤井寺公共職業安定所利用者用駐車場利用
随意契約によることとした理由	藤井寺公共職業安定所は、平成29年からDH藤井寺駅前ビルに設置しているところであるが、同安定所には利用者用駐車場がないため、自動車で来所される方は同ビルおよび近隣の有料駐車場に駐車しており、利用者の利便性、交通アクセス、集客力を考慮した上で、同ビルの駐車場の利用を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナー賃貸借
随意契約によることとした理由	アゼリア柏原 ハローワーク藤井寺職業紹介コーナーは、平成29年からアゼリア柏原に設置しているところであるが、設置にあたっては、「アクション・プランを実現するための提案」に基づき、柏原市と一体的な実施を行うことが可能な同施設が選定されている。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	枚方公共職業安定所は、平成25年からビオルネに設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	枚方公共職業安定所利用者用駐車場利用
随意契約によることとした理由	枚方公共職業安定所は、平成25年からビオルネに設置しているところであるが、同安定所には利用者用駐車場がないため、自動車で来所される方は同ビルの来客用駐車場に駐車しており、利用者の利便性、交通アクセス、集客力を考慮した上で、同ビルの駐車場の利用を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、同駐車場の利用により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	ハローワーク茨木マザーズコーナー建物賃貸借
随意契約によることとした理由	ハローワーク茨木マザーズコーナーは、平成28年からクロスパル高槻に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	河内長野公共職業安定所土地建物賃貸借
随意契約によることとした理由	河内長野公共職業安定所は、平成14年から河内長野市昭栄町に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に取得可能な敷地がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同敷地により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	門真公共職業安定所建物賃貸借
随意契約によることとした理由	門真公共職業安定所は平成20年から守口門真商工会館に設置しているところであるが、設置にあたっては、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格より同等以下である同物件を選定したところである。 よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同一ビルにより随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん総合センター土地賃貸借
随意契約によることとした理由	あいりん総合センターはあいりん労働公共職業安定所が入居していたが、建物の耐震基準不足及び老朽化により建替えを要することとなり、仮移転しているものの、その庁舎が建っている土地は大阪府及び大阪市が所有している土地であり、あいりん総合センター解体までの間は、市有財産及び府有財産である土地を引き続き借用する必要がある。なお、平成23年10月に「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、独立行政法人雇用・能力開発機構が所有していたあいりん総合センターの一部については、国が継承している。よって、契約の目的が代替性のない特定の位置、又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、引き続き同場所により随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	あいりん労働公共職業安定所仮庁舎土地賃貸借
随意契約によることとした理由	あいりん総合センターは耐震性に問題があり、有識者、国、大阪府、大阪市及び地域委員が参画する「あいりん地域まちづくり会議」において、あいりん労働公共職業安定所を含む労働施設については、利用者の安全・安心確保を最優先に、いったん外部に仮移転し、現地で建て替えることを確認した。仮移転先については、地域の特殊性から現在の総合センターの近郊が望ましいが、近郊に利用できる公有地がなく、民有地を調査したところ、あいりん総合センター向かい側の株式会社NANKAI(旧：南海電気鉄道株式会社)が所有する線路高架下に空きが存在し、借用可能であることが判明した。地域の実情や特殊性を鑑みると、この場所以外に仮移転先がないこと、地域住民も承認していることから、同物件を選定し、その後開催された「あいりん地域まちづくり会議」において、大阪労働局長、大阪府知事、大阪市長出席のもと、大多数の委員の了解を得て、仮移転先は株式会社NANKAI(旧：南海電気鉄道株式会社)高架下とすることが決定した。仮庁舎へは、平成31年3月より移転しているが、上記により他の候補地がないことから、契約の目的が代替性のない特定の位置、又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	